

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う農業委員会の委員及び
農地利用最適化推進委員の募集結果について

平成28年4月1日から施行された農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法がこれまでの公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法にか変わったことにより農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集をしました。

ただし、現農業委員の任期が7月19日までとなっておりますので新しい農業委員の任命は20日になります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命までの流れ

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集期間	平成29年3月1日～ 平成29年3月28日	平成29年3月1日～ 平成29年3月28日
定数	19名	18名
応募者数	20名	18名
候補者の承認	評価委員が評価した候補者 19名を6月議会で、 議会同意を得て承認	評価委員が評価した候補者 18名を農業委員会が承認
候補者の任命	議会の同意後7月20日 に市長が任命する	農業委員会が7月20日以降の 総会後に新農業委員から委嘱する